

【更新】新型コロナウイルス・ワクチン関連情報(NSW州及び北部準州在住者用)

【ポイント】

●ニューサウスウェールズ(NSW)州政府及び北部準州(NT)政府は、新型コロナウイルス・ワクチンの接種完了者を、生活や移動等の面で優遇していく方針を明らかにし、それぞれの州の在住者に対しワクチンの早期接種を強く推奨しています。

●当館ウェブサイトでは、NSW州及びNT在住者の皆様のためのワクチン関連情報を掲載しています。今般、モデルナ社製ワクチンに関する最新情報や、日本国内で発行されたワクチン接種証明書を豪州国内の接種証明システムに反映させる方法等を追記したほか、一部内容を更新しましたのでご活用ください。

【本文】

1 NSW 州政府は、外出制限令の解除に向けた出口戦略(ロードマップ)(9月9日発表)の中で、ワクチン接種完了者(2回)を経済活動や生活、移動面で優遇する方針を明らかにしました。また、北部準州(NT)政府も、準州民のワクチン接種率80%達成後の新型コロナウイルス対策計画(9月15日発表)の中で、ワクチン接種者を生活や移動面で優遇する方針を明らかにしています。また、こうした方針に伴い、両政府ともワクチンの早期接種を強く推奨しています。

2 当館ウェブサイトでは、NSW州及びNT在住者の皆様のために、新型コロナウイルス・ワクチン関連情報(最新情報入手先、ワクチン接種対象者、ワクチンの種類、接種場所と予約方法、本邦での一時帰国者向けワクチン接種事業、参考情報)を整理して掲載しています。今般、新たにモデルナ社製ワクチンに関する最新情報や、日本国内で発行されたワクチン接種証明書を豪州国内の接種証明システムに反映させる方法等を追記したほか、一部内容を更新しましたので、下記リンクにアクセスしご活用ください。

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/consul/20210924covid_vac.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210924covid_vac.pdf)

3 予防接種に関する判断に際しては、上記リンク先に掲載した政府当局のウェブサイトなどを参照し、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただくとともに、最新情報をご確認ください。

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>